

<ご担当者様各位>

2024/06/11

欧州向け ICS2 EU税関アドバンス・ファイリングに関するご案内

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2024年6月より施行されますEU税関の24時間ルール(アドバンス・ファイリング)変更に関する情報を下記の通りご連絡申し上げます。

- ICS2 リリース 3 は 2024 年 6 月 3 日より施行されます。各外航船社は、各国税関当局に対し、ICS2 の導入時期を遅らせるよう要請することができるため、弊社Hapag-Lloydは 2024 年 9 月から ICS2 に入国申告書(Entry Summary Declarations: ENS)提出を開始する予定です。
- ICS1と比較して最も関連性の高い変更点は、House BLレベルのデータ登録の必要性和、貨物の買い手と売り手に関する情報に関するEU税関の要求となります。弊社は、関連するすべてのデータ要素を事前に弊社と共有することを条件に、お客様に代わってデータ登録を提供することが可能でございます。
- 今後、自社でHouse BLレベル申告を手配する予定のフォワーダーのお客様は、2024年12月4日から2025年4月1日までの開発期間を念頭に置いてください。

参考までに、新しいデータ要素を下記の通りご案内致します。

- ✚ 6桁のHSコードと完全かつ正確な貨物明細書
- ✚ 無害化学物質および危険分化学物質のCUSコード(ECICS/ European Customs Inventory of Chemical Substances—に含まれる場合)
- ✚ UCR番号(お持ちであれば)
- ✚ EU域内で設定された荷受人のEORI(この当事者にEORIが割り当てられた場合)
- ✚ 追加申告者(Self-Filer)のEORI
- ✚ EU向けのすべての貨物について、ハウスB/L発行時および船会社ストレートB/L発行時の両方で、買い手および売り手のデータが必要となります。
- ✚ House BLレベルデータ(EU域外を目的地とするFROB貨物、またはEU域外寄港時に本船に搭載されたEU貨物の場合も必要)

弊社では今後もEU税関24時間ルールに関連する最新情報を提供させていただきます。

ご不明な点がございましたら、弊社営業担当またはカスタマーサービスまでお問い合わせ下さい。